

合併協定項目は49項目！ 合併後における 速やかな一体性の確保を図ります



◆平成15年度の事業計画について(原案のとおり決定)
(会議の開催)
・協議会……概ね月1回
・幹事会……月2～3回
・専門部会……随時開催
(市町村建設計画)
・市町村建設計画を作成します。
(7月と11月に各市町がそれぞれ住民意見交換会・住民説明会を開催し、住民の方々の意見等も参考にしながら作成します。)
(協定項目)
・協定項目49項目の協議、調整を行います。

(住民への積極的な情報提供)
・合併協議会での協議内容や合併関係資料等を広く住民に情報提供します。
・合併協議会だよりを1市5町の全世帯に配布します。
・合併協議会のホームページを随時更新します。
(1市5町の電算システムの調査)
・1市5町の異なる電算システムを統合・改修するための基本方針を策定します。
(その他)
・国・県の調整のほか、必要な事業を適宜実施します。

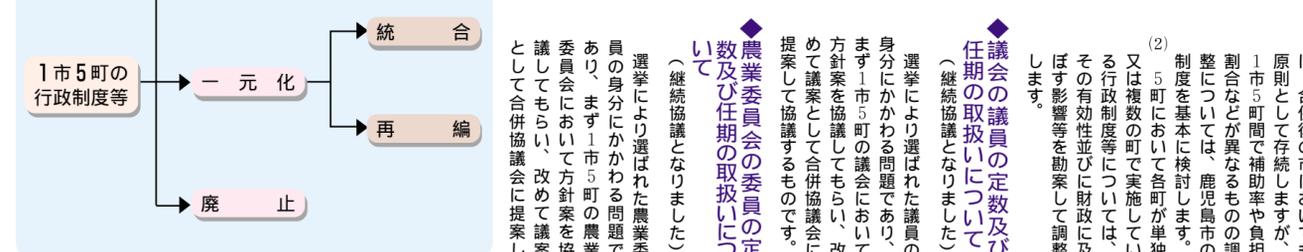
1市5町の負担金5347万4千円の内訳

市町名	負担		合計
	協議会運営費	電算システム調査費	
鹿児島市	18,285,000円	8,291,000円	26,576,000円
吉田町	1,682,000円	3,772,000円	5,454,000円
桜島町	1,465,000円	3,701,000円	5,166,000円
喜入町	1,713,000円	3,783,000円	5,496,000円
松元町	1,692,000円	3,776,000円	5,468,000円
郡山町	1,576,000円	3,738,000円	5,314,000円

・事務局運営のための経費 270万1千円
684万1千円

◆平成15年度の予算について(原案のとおり決定)
・歳入歳出それぞれ5740万円に決まりました。
・合併協議会の開催や広報紙・ホームページなどによる広報のための経費 234万9千800円
・電算システム統合のための調査費など 270万1千円
・事務局運営のための経費 684万1千円

【調整の基本的区分】
(1) 1市5町のこれまでのまちづくりの歴史に配慮し、合併後も現行どおり存続させるもの、一元化を図るもの又は廃止するものに区分します。
(2) 一元化を図るものは、統合又は再編に区分します。



◆議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
(継続協議となりました)
選挙により選ばれた議員の身分にかかわる問題であり、まず1市5町の議会において方針案を協議してもらい、改めて議案として合併協議会に提案して協議するものです。

◆農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
(継続協議となりました)
選挙により選ばれた農業委員の身分にかかわる問題であり、まず1市5町の農業委員会において方針案を協議してもらい、改めて議案として合併協議会に提案して協議するものです。

◆一般職の職員の取扱いについて
(継続協議となりました)
合併が実現すると5町の法人格は消滅しますが、合併特例法では5町の一般職の職員は引き続き合併後の市の職員としての身分を保有するよう措置をとることとなります。

◆事務組織及び機構の取扱いについて
(継続協議となりました)
5町の組織機構は鹿児島市の組織機構に組み込まれることになり、現在の5町の役場は鹿児島市の支所となることとなります。

◆条例、規則等の取扱いについて
(継続協議となりました)
5町の条例、規則等は失効し、基本的には鹿児島市の条例、規則等を適用します。また、市の区域等が拡大されることに伴い一部改正等が必要なものは所要の改正を行い、市にない制度で事務事業の調整で実施することとなる制度等は、新たに市の条例、規則等として制定することとなります。

第4回協議会 H15.5.16

合併後の50年、100年先の世代のことを考え 現状の大字を町名とする 調整方針案を提案！

協議されたこと

- ◆第3回協議会で継続協議となっていた6議案はすべて原案のとおり決定しました。(議案の詳細は2面を参照)
- ◆合併協定項目の調整方針について
- ◆議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- ◆農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- ◆一般職の職員の取扱いについて
- ◆事務組織及び機構の取扱いについて
- ◆条例、規則等の取扱いについて

◆市町村建設計画案について

(継続協議となりました)
この市町村建設計画案は「市町村建設計画」作成の基礎となるもので、現在、具体的な施策・事業等については専門部会等において検討を進めています。
7月ごろに予定している意見交換会等の中でこの案案に対する住民の皆さんの意見等を頂き、建設計画案の作成につなげていくこととなります。

◆調整の基本的考え方
(1) 合併後の50年、100年先の世代のことを考え、将来にわたって垣根がでないように、合併時点で新鹿児島市としての一体性を図ることが望ましい。
(2) 鹿児島市に現存する2町2町については、大字を町名とし、現状の大字を単位として町の区域を新設することを基本に調整するものです。

◆財産及び公の施設の取扱いについて
(継続協議となりました)
現在5町が保有している財産(権利・義務を含みます)と公の施設は、編入合併により、その帰属主体がなくなるため、合併時に鹿児島市が引き継ぐこととするものです。合併時に引き継ぐこととなる財産及び公の施設の具体的な取扱いは、今後の各種事務事業の調整協議の結果により整理されていくこととなります。

◆個人市(町)民税
不均一課税制度を適用し、合併年度の16年度と17年度は現行どおり(市3000円、町2000円)とし、19年度から鹿児島市の税率に統一します。

◆事業所税
事業所税は、資産割及び従業者割の税率について不均一課税制度を適用し、税率を段階的に引き上げ(17年度：資産割2.00%・従業者割0.08%、18年度：資産割4.00%・従業者割0.16%、19年度から鹿児島市の税率(資産割6.00%・従業者割0.25%)に統一します。

◆国民健康保険事業の取扱いについて
(継続協議となりました)
賦課方式・納期は、合併の翌年度から鹿児島市の制度に統一し、税率は、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度に限り、不均一課税とするものです。

◆納税・徴収体制
納税・徴収体制は、合併後3年をめぐりその整備を図ります。

◆学識経験者
北野 昭三
(郡山町公民館運営連絡協議会会長)
園田 哲平
(鹿児島国際大学福祉社会学部学生)
◆第3回協議会から参加

平成15年5月16日(金)鹿児島市民文化ホール4階市民ホールにおいて、第4回鹿児島地区合併協議会が開催され、新たな委員6人の紹介のあと協議に入りました。
第3回協議会に提案され継続協議となっていた議案6件はすべて原案のとおり決定されたほか、今回新たに提案された8議案のうち、平成14年度の歳入歳出決算については山元貞明監査委員(鹿児島市代表監査委員)から監査結果の報告があり、原案のとおり認定され、市町村建設計画案や町名・字名の取扱いなど7件は継続協議となりました。
また、第5回協議会を6月9日(月)午後3時から「かごしま市民福祉プラザ5階大会議室」で開催する予定であることが報告されました。

◆平成14年度鹿児島地区合併協議会歳入歳出決算について
歳入決算額978万1千円に
対して、歳出決算額は577万5千9百11円となり、差引残額400万4千9百90円を15年度へ繰り越すものです。
(原案のとおり認定)

◆歳入の主なもの
・協議会開催に伴う委員報酬や会議室使用料など 71万7千5百52円
・協議会だよりやホームページなどによる広報の経費など 330万2千7百62円
・事務局運営のための経費など 175万5千9百7円



◆意見
桜島町という町名がなくなることは、先祖に対して非常に残念なこと、一般の住民には非常に重大な関心事であるので、字名に桜島を残すことを検討していただきたい。
A 首長会においても協議しましたが、それぞれの自治体で歴史・文化があり、従来の町名に大きな愛着と郷愁があると思います。
桜島も歴史のものはありますが、それらを踏まえ協議し今回提案したものです。

◆調整の基本的考え方
公共的団体等の統合については、各団体の自主性を尊重し、各団体の自主的な判断により統合に向け取り組んでいただくものと、自治体としては、できるだけ統合が促進されるよう助言や働きかけを行うものです。

◆国民健康保険事業の取扱いについて
(継続協議となりました)
賦課方式・納期は、合併の翌年度から鹿児島市の制度に統一し、税率は、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度に限り、不均一課税とするものです。

◆納税・徴収体制
納税・徴収体制は、合併後3年をめぐりその整備を図ります。

◆学識経験者
北野 昭三
(郡山町公民館運営連絡協議会会長)
園田 哲平
(鹿児島国際大学福祉社会学部学生)
◆第3回協議会から参加

◆新たな委員の紹介
協議会規約第7条第1項に規定する協議会委員として、次の方々が新たに委員となられました。

○議長 正 行(桜島町)
○議員 山元 貞明(桜島町)
追立 實(喜入町)
柿迫 重己(松元町)
多丸 良二(郡山町)